### 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

# 関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	ジェー・シー・ケー株式会社 代表者江鳴
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都千代田区神田駿河台2-1-19
	(東京営業所) 東京都葛飾区新小岩1-17-10
(4) 行政処分等の内容	輸送施設の使用停止 20日車
(5) 主な違反の条項	道路運送法第15条第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年2月5日及び平成28年3月29日、重大事故惹起を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)運行指示書の記載事項不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第28条の2第1項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)定期点検整備等の未実施(運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点
	当該事業者の累積点数 12点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

### 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

# 関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社フォレスト 代表者石田浩二
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207
	(本社営業所) 神奈川県足柄下郡湯河原町城堀207
(4) 行政処分等の内容	文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年4月27日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点
	当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)

### 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

# 関東運輸局 自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	平成29年2月7日
(2) 事業者の氏名又は名称	山梨中央交通株式会社 代表者長田武男
(3)事業者及び当該行政処分等 に係る営業所の所在地	(事業者) 山梨県笛吹市御坂町金川原1205-2
	(本社営業所) 山梨県笛吹市御坂町金川原1205-2
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	平成28年10月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7)違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点
	当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4)但し書き参照)